

# 地域振興県土警察常任委員会資料

(平成29年12月1日)

- 年末及び年始における特別警戒取締りの実施について  
..... 1  
(生活安全部生活安全企画課)
- 高齢運転者対策の取組状況について  
..... 2  
(交通部運転免許課)

警 察 本 部



## 年末及び年始における特別警戒取締りの実施について

平成29年12月1日  
警 察 本 部  
(生活安全部生活安全企画課)

### 1 実施目的

年末及び年始に発生が予想される各種事件、事故等の発生を抑止するため、地域の犯罪情勢に応じたきめ細かな警察活動を推進し、県民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

### 2 実施期間

平成29年12月1日(金)から平成30年1月4日(木)までの35日間

#### (1) 第1期【広報啓発期間】 12月1日(金)から12月14日(木)までの間

- 各種犯罪被害防止及び交通事故防止のための広報啓発活動
- 自治体、関係機関・団体、防犯ボランティア団体等と協働した事件・事故防止のための抑止活動

#### (2) 第2期【重点警戒期間】 12月15日(金)から12月31日(日)までの間

- 金融機関、コンビニエンスストア、深夜営業のスーパーマーケット等に対する立ち寄り警戒活動の強化
- 警察による警戒取締り等街頭活動の強化及び防犯ボランティア団体等と緊密な連携を図った合同パトロール活動

#### (3) 第3期【初詣等雑踏警戒期間】 1月1日(月)から1月4日(木)までの間

- 初詣等に伴う雑踏事故防止活動

### 3 主な取組

#### (1) 各警察署における活動

- 繁華街・飲食店街における警戒取締り
- 金融機関、コンビニエンスストア等に対する重点警ら
- 特殊詐欺を始めとする各種犯罪被害防止広報
- 飲酒運転等の悪質交通違反指導取締り
- 防犯ボランティア等との合同パトロール
- 多数の初詣客が見込まれる神社等における雑踏警戒の強化

#### (2) 啓発活動の推進

期間中、新たに作成する特殊詐欺被害防止ポスター等をJR駅、列車、バスの車内等に掲示するとともに、「防犯の日」、「年金支給日」等における広報啓発を推進するほか、金融機関、コンビニエンスストアに対する立ち寄りを強化する。

#### (3) 出勤式の実施

第2期の初日となる12月15日(金)に、警察本部及び全警察署において県下一斉の出勤式を実施する。

【昨年の出勤式の状況】

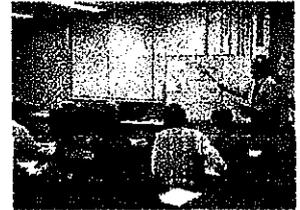


高齢運転者対策の取組状況について  
～改正道路交通法施行後の6か月の状況～

平成29年12月1日  
警察本部  
(交通部運転免許課)

1 改正後の状況 (※ 9月末時点)

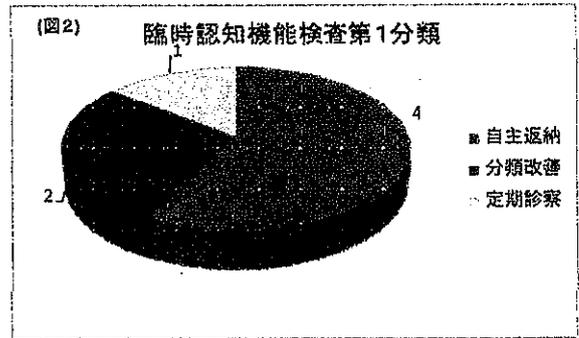
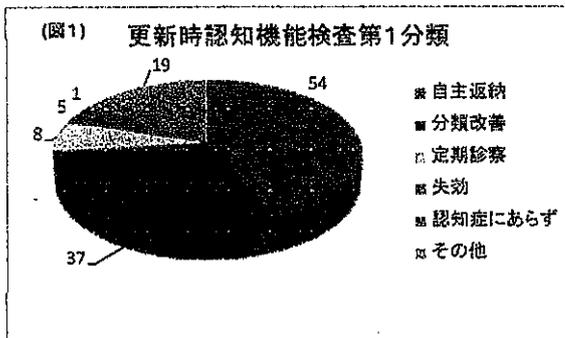
- (1) 更新時認知機能検査受検者数・・・5,449人 (延べ数)  
第1分類 (認知症のおそれ)・・・140人 (2.6%)  
第2分類 (認知機能の低下のおそれ)・・・1,332人 (24.4%)  
第3分類 (認知機能の低下のおそれなし)・・・3,977人 (73.0%)
- (2) 臨時認知機能検査受検者数・・・306人 (延べ数)  
第1分類 (認知症のおそれ)・・・7人 (2.3%)  
第2分類 (認知機能の低下のおそれ)・・・91人 (29.7%)  
第3分類 (認知機能の低下のおそれなし)・・・208人 (68.0%)
- (3) 臨時高齢者講習受講者数  
受講者32人



(認知機能検査の実施状況)

2 第1分類者の対応結果 (※ 9月末時点)

- (1) 更新時認知機能検査第1分類該当者・・・124人 (実数)  
自主返納54人、分類改善37人等 (図1)
- (2) 臨時認知機能検査第1分類該当者・・・7人 (実数)  
自主返納4人、分類改善2人、定期診察1人 (図2)
- (3) 認知症による取消  
なし



3 新制度での取組状況

(1) 高齢者等の心情に配慮した対応

- 電話や個別訪問による対象者 (家族も含む) への丁寧な聞き取りや説明、各地区運転免許センターに配置している運転適性相談員 (看護師) の専門的な見地からの相談対応等、高齢者の心情に配慮した対応を行った結果、新制度による取消はない。
- 9月末時点で全体の自主返納者数が、1,481人 (前年同期1,325人、11.8%増) で、認知機能検査の対象となる75歳以上の者の自主返納者数は、1,051人 (前年同期807人、30.2%増) となっている。

(2) かかりつけ医の積極的関与・助言

県医師会との連携を強化することによって、専門医のみならず、かかりつけ医の協力も得られ、かかりつけ医の助言により7人が自主返納している。

(3) 指定自動車教習所との連携

県内各教習所が月1回、臨時認知機能検査を実施しているが、受検者数に応じ実施枠を適宜拡大するなど、適正な受検体制を確保している。